

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

- 成年後見センター・リーガルサポート（LS）は、成年後見業務を行う司法書士の団体です。各都府県に1つずつ（北海道は4つ）、合計50の支部があり、約8,500人の会員が入会し、家庭裁判所からの選任を受けて、成年後見制度の利用者であるご本人を支援し、権利を擁護する活動に従事しています。
- 後見人等就任のほか、相談会やシンポジウムの開催、講師の派遣、成年後見制度の改善研究・提言活動、書籍の発刊など、成年後見制度に関連した事業に取り組んでいます。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

- リーガルサポート鹿児島支部の取組
県内の地域包括支援センター、及び、社会福祉協議会と連携した、高齢消費者の見守り・専門家支援の取組

⇒ 『高齢者・障がい者権利擁護のための司法書士出張事業』
の実施

令和3年度出張相談件数 49件

平成23年度から継続的に実施。例年50件～70件
ほどの出張相談を行っている。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

・リーガルサポート鹿児島支部の取組

①L S鹿児島支部から、県内地域包括、社会福祉協議会に出張事業の案内。

②支援者（地域包括、社協、入所施設等）からL S鹿児島支部にF A Xにより出張相談の申込み。（具体的な相談事項や、出張の必要な事情を明記）

③L S鹿児島支部において、その都度、適切な相談員を決定。相談員には相談情報を提供の上、支援者と連絡をとるよう指示。

④相談者の自宅、または、入所施設等において、支援者とともに、本人に面会をし、相談を受ける。
（相談者は、無償）

⑤相談終了後、出張者は、L S鹿児島支部に相談内容の要旨を報告。定型書式により、要点を簡潔に報告。（後見、虐待、消費者トラブル等）

⑥消費者トラブルなど、司法書士による「特定援助対象者法律相談援助事業」（法テラス）対象の相談については、法テラスへの相談援助請求。（その他案件については、支部より手当支給）

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

- リーガルサポート鹿児島支部の取組

具体的な相談事例（高齢消費者のトラブル）

事例1 独居高齢者。公共料金未納、家賃滞納。携帯電話、インターネット 契約など、意味も分からないまま友人（とされる人）の勧めにしたがって次々と契約。ライフラインが止まり、食費を削っているところ、民生委員が発見し、市の福祉課につながる。その後生活保護を受給。借金の催促もあるが詳細不明。

⇒ 自宅のインターネット契約など不必要な契約を解除。
次いで、補助人の選任等の申立てを検討。

事例2 既往症にて入院中の高齢者。時折物忘れの症状あり、本人も自覚。年金は十分にあるものの、カードローンの支払いを忘れ、差し押さえを受ける。

⇒ 保佐人の選任等の申立てを検討。保佐人による債務整理へ。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

- リーガルサポート広島県支部の取組

広島司法書士会と共同して、県下すべての地域包括支援センター及び社会福祉協議会に、会員から専任相談員2名を選任し、相談を受ける体制。

<相談例>

- ご本人は躁状態になり、家電量販店等で大量多額の商品を購入、まだ届いていない商品もある。また、水道の水の出が悪いと夜中に水道業者に連絡、他の場所の修繕も含めて177万円の請求がきている。
→相談の結果、関係機関へ引継ぎ。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

その他の取組

- 任意後見契約を締結した場合の見守り活動、判断能力低下後の定期面会による被害防止。
- 法定後見の場合の定期面会による被害防止及び被害が発生した場合の取消権行使。

（訪問販売被害を予防するために後見等申立てをするケースも）

- チーム（家族・親族、医療機関、福祉サービス事業者、民生委員等）での情報共有。